



犯罪や非行をした人を雇用し、
社会復帰を支える

協力雇用主を 募集しています



雇用で支える、立ち直り。

協力雇用主とは…?

犯罪や非行をした人(刑務所出所者等)の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。

これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした

有職者 27.2%
無職者 72.8%

(令和2年、矯正統計年報による。)

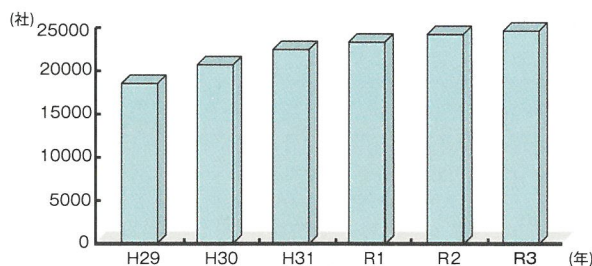
協力雇用主の現状

現在、全国に約24,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に犯罪や非行をした人を雇用してくださっている事業主は、そのうち約1,400にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

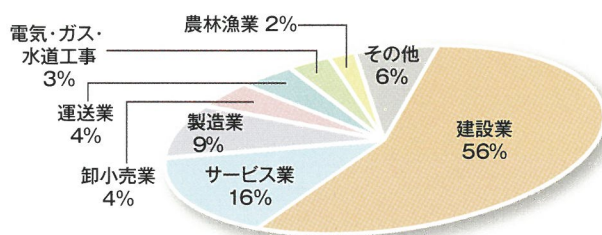
犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと考えています。

▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています!



(~31年は4月1日現在、令和元年以降は10月1日現在、法務省保護局資料による。)

▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いしています!



(令和3年10月1日現在、法務省保護局資料による。)

地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!
是非、協力雇用主としてご登録ください!



協力雇用主の意義は分かったけど、
実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…



そんな協力雇用主の方々の不安を軽くする
ために、**国の支援制度があります！**

刑務所出所者等就労奨励金制度 (実際に雇用して下さった協力雇用主に 最長1年間奨励金を支給します。)

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。(被雇用者が18・19歳の場合は、最大6万円加算します。)

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していただき、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

※ 労働保険に加入していることが条件となります。

最大200万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

最大2万4,000円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

公共調達における雇用実績の評価

法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。詳細は法務省ホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00045.html

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。

協力雇用主としてのやりがい

(有)野口石油 代表取締役社長
野口 義弘 さん



野口石油は、一人ひとりの頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それらをお互いに認め引き出す職場にしています。

それは保護観察少年を雇ってからです。保護司である妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいがが相談相手もなく、非行を重ねていましたが、本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じ合うことの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。

この体験から私は、福岡県連合雇用主会長(就労支援事業者機構理事)に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の啓発にも努めています。

■主な事業内容

当機構は、全国就労支援事業者機構、山口保護観察所、ハローワーク等連携し、次のような事業を行います。

①犯罪者等の就労支援事業

雇用協力事業者、保護司、更生保護施設、ハローワーク等との連携による就労の指導・促進
犯罪者等が参加する事業所での職場体験学習、就労支援セミナー及び見学会等の実施

②雇用協力事業者に対する助成・支援事業

犯罪者等を雇用した雇用協力事業者に対する奨励金の助成
雇用協力事業者に対する身元保証制度の広報及び斡旋

③研修、指導及び顕彰事業

犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰の実施

④世論の啓発及び広報事業

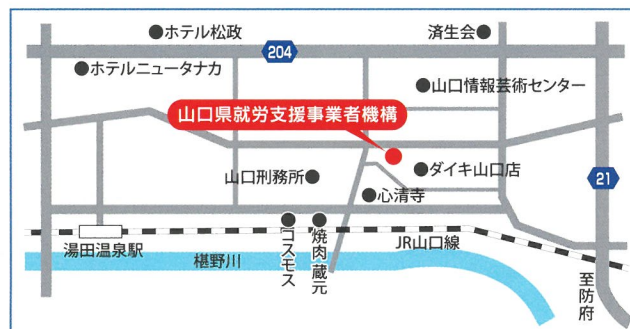
犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報活動の実施

⑤会員の増強関係事業

組織の事業充実に資するための会員の増強

⑥更生保護関係団体との連携・協力・支援等に関する活動

特定非営利活動法人 山口県就労支援事業者機構は、経済界全体の協力により犯罪者の就労支援などを行い安全な社会づくりに貢献する組織です。



《事務局》

特定非営利活動法人 山口県就労支援事業者機構
〒753-0052 山口県山口市三和町11番41号
山口県更生保護センター内
TEL083-929-3606・FAX083-929-3678

再犯のない 社会へ

～就労支援にご協力ください～



特定非営利活動法人
山口県就労支援事業者機構

ごあいさつ

令和4年7月1日付けで、特定非営利活動法人 山口県就労支援事業者機構 会長に就任いたしました。河崎 静生でございます。

私自身、平成22年2月、当法人の設立当初から、この事業に携わり広く県内の経済界の協力を得て、過ちを犯した人たちの就労を支援するなど「再犯防止」に務めてまいりました。

「再犯の防止」が我が国の重要施策として位置づけられ、当県としても平成31年3月に、「山口県再犯防止推進計画」が策定されました。現在では第二次計画の策定が進められています。

県としての取り組みが進められ、さらに各市町へと発展しております。

この再犯防止のかなめとなる就労支援を社会全体で進めていくことが求められています。

当法人の目的にもかかげておりますが、犯罪をした人や非行のある少年が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を与え自立させることが極めて重要と考えております。

事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪や非行の少ない社会の実現のために貢献しようとするものです。

ぜひ、多くの事業者のご理解とご協力を得て、実効性のある事業を展開していきたいと考えております。

皆様のご支援、ご協力をお願いいたします。

特定非営利活動法人 山口県就労支援事業者機構
会長 河崎 静生



協力雇用主とは…？

犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

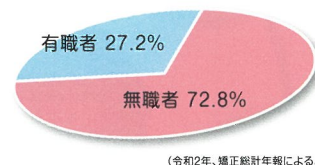
再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人は、再び地域に帰ってきます。

これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした



(令和2年、矯正統計年報による。)

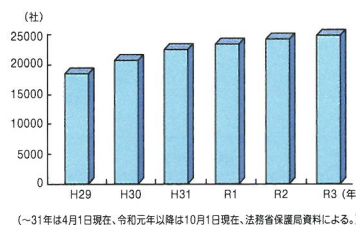
協力雇用主の現状

現在、全国に24,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に犯罪や非行をした人を雇用してくださっている事業主は、そのうち約1,400にとどまっています。

また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

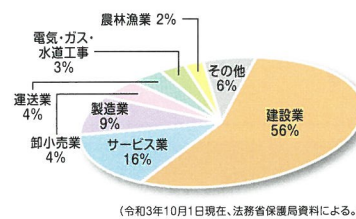
犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々に登録いただきたいと思います。

協力雇用主への登録は、年々増えています！



(～31年は4月1日現在、令和元年以降は10月1日現在、法務省保護局資料による。)

様々な業種の事業主の登録をお願いします！



(令和3年10月1日現在、法務省保護局資料による。)

地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を！是非、協力雇用主としてご登録ください！

特定非営利活動法人 山口県就労支援事業者機構設立趣意書(抄)

法秩序の維持と治安の確保は、国家社会が健全に発展してゆくための基盤であります。我が国は、かつて世界に冠たる治安の良い国と言われておりました。しかし、その後、犯罪情勢は次第に悪化し、最近では、殺人、強盗等の凶悪犯罪が報道されない日はほとんどなく、国民のいわゆる体感治安はますます悪くなっており、現に、犯罪者の増加により、刑務所は過剰収容状態にあると言われております。このようは犯罪情勢の悪化の原因としては、家庭のしつけや教育機能の低下、地域社会における連帯感の喪失、利己的風潮の蔓延等により犯罪や非行の発生を抑制する国民の規範意識が低下してきていることに加え、国際交流の活発化に伴う外国人犯罪の増加や銃器、薬物の規制が困難になってきていることなど、さまざまな社会的要因が指摘されております。したがって、犯罪の発生全般を抑制するための対策は、広範多岐にわたり、それらのすべてを実現してゆくことは、必ずしも容易ではありません。

最近の統計によれば、一般刑法犯で検挙された者のうち、再犯者の比率は、38.8パーセントであり(平成19年版犯罪白書)、かなりの割合を占めております。また、非行に陥った少年の更生を図ることが、将来の犯罪防止に寄与することは明らかであります。

後の世代に、安全で安心して暮らしてゆける日本の社会を残していくことは、現在我が国で活動している我々世代の責任であります。また、治安が社会の発展の基盤であることから、企業としてそのために応分の協力をすることは、企業が果たすべき社会的責任(CSR)の基本でもあります。

そして、この組織を特定非営利法人活動促進法に基づく法人とすることによって、法に定められた法人運営や情報公開など組織の基盤を整備して社会的信用を高めるとともに、充実した組織運営を明確な責任のもとに行いうるようにして事業を遂行しようとするものであります。

平成22年2月

《 協力雇用主に関するQ&A 》

Q1 協力雇用主になるためには どうしたらいいのですか？

まずは、最寄りの保護観察所にお問合せください。保護観察所の職員から保護観察制度や協力雇用主の登録手續などについて説明をさせていただきます。



Q2 協力雇用主の登録手續に 必要な書類などがありますか？

①連絡先(担当者)②業務内容③労働条件④実際の勤務地などの情報を教えていただく必要があります。また、会社の登記事項証明書、役員名簿及び役員の方の身分を証明する書類(免許証など)の写しの提出が必要です。なお、暴力団とのかかわりがある事業所は協力雇用主としての登録をお断りしております。



Q3 協力雇用主登録を済ませれば、 刑務所出所者等を紹介して もらえるのですか？

協力雇用主として登録をした後に、公共職業安定所に対して刑務所出所者等就労支援事業専用求人申し込みをしていただく必要があります。協力雇用主として保護観察所に登録しただけでは、公共職業安定所に刑務所出所者等の求人を出したことはありませんのでご注意ください。



Q4 協力雇用主登録と専用求人の 申込み(Q3)をしたのに 応募がありません。

職種や就労地域などにより、求人に応募がない場合もあります。求人状況等について知りたい場合は、保護観察所へご連絡ください。



協力雇用主になられる事業者の方へのお願い

保護観察対象者には、保護観察期間中、守らなければならない約束事(遵守事項)が決められており、この遵守事項を守らなかった場合には、仮釈放の取消しなど本人にとって不利益な措置がとられることがあります。

保護観察について、ご理解とご配慮をお願いします。

〔 遵守事項の例 〕

- 保護観察官や保護司との定期的な面接
- 専門的処遇プログラムの受講
一部の保護観察対象者の中には、保護観察所で実施される専門的処遇プログラムの受講が義務づけられています。受講の日時はあらかじめ決められており、就労を理由とする欠席は認められません。
- 転居・出張(1週間以上)をする際の事前の許可
保護観察対象者が1週間以上の出張や転居をする場合、保護観察所長から事前に許可を得ることが必要になります。

協力雇用主として、刑務所出所者等の再犯防止・社会復帰支援に ご理解とご協力を！

登録のお申込み・お問合せは、最寄りの保護観察所へ

再犯防止 就労支援

Q 検索



全国の地方更生保護委員会・
保護観察所連絡先一覧



再犯のない社会へ。

就労支援にご協力ください。

ごあいさつ



我が国では、近年、犯罪の件数は減少傾向にあるものの、その中に占める再犯の割合は年々増加しており、最近では50%を占めるようになりました。安全で安心な社会を作っていくためには、再犯の防止が重要な課題となっており、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支援してゆくことが必要です。

そのなかでも、刑務所出所者等に就労の機会を与え生活の自立を図っていくことが最も重要な取組みであると考えております。2017年12月に政府が策定した「再犯推進防止計画」においても「就労の確保」が7つある重点課題の筆頭に掲げられており、「世界一安全な国、日本」を確実なものにするためにも、再犯防止対策のかなめとなる就労支援を社会全体で推進していくことが求められています。

本機構は、経済界を中心とした幅広い企業、団体等の協力を得て、主として事業者の立場から刑務所出所者や少年院出院者の就労を支援し、犯罪や非行の少ない社会の実現のために貢献しようとするものであります。

安全な社会が企業の運営をはじめとして社会における諸活動の基盤であることから、再犯を防止し、安全で安心な社会づくりに貢献することは、企業の社会的責任(CSR)でもあります。そして、将来を担う若者たちが安心して暮らせる我が国社会を残してゆくことは、我々の世代の責務であります。

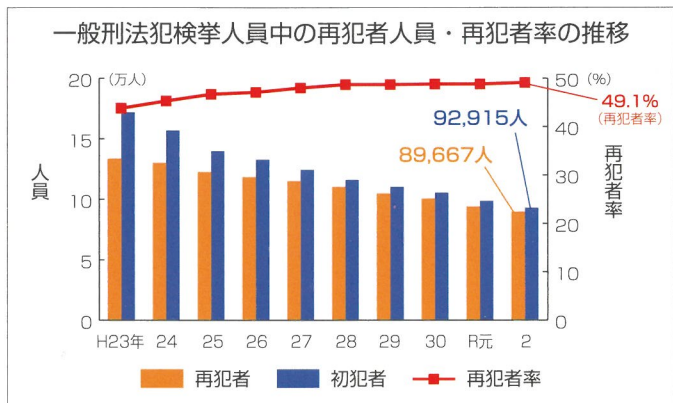
本機構は、平成21年1月に設立されて以来、着々と成果を上げてきておりますが、今後も多くの企業のご理解とご協力を得て、また一般の方々のご協力も得て、本機構を更に大きく発展させていきたいと考えております。

皆様のご支援、ご協力を切にお願いいたします。

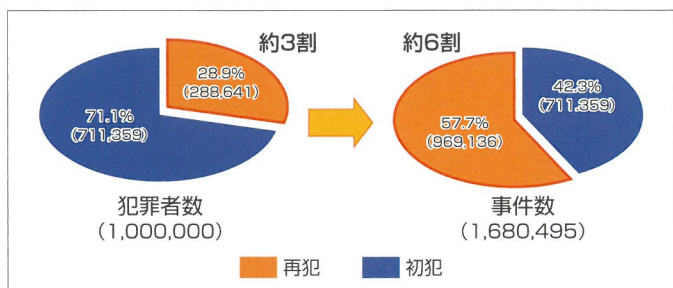
認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構 会長 榊原 定征

安全な社会のために犯罪者の再犯を防止することが重要です。

検挙者に占める再犯者の割合は平成9年から一貫して上昇しており、令和2年には49.1%になっています(右図参照)。



約3割の再犯者により、約6割の犯罪が行われています。(S23～H18の総有罪数100万の調査結果)



- ☆ 令和3年に新たに刑務所に入所した受刑者は16,152人で、その中で9,203人(57.0%)が再入者です。また、平成28年に刑務所から釈放された者のうち満期釈放者の49.7%、仮釈放者の31.9%が5年後の令和3年までに再入所しています。

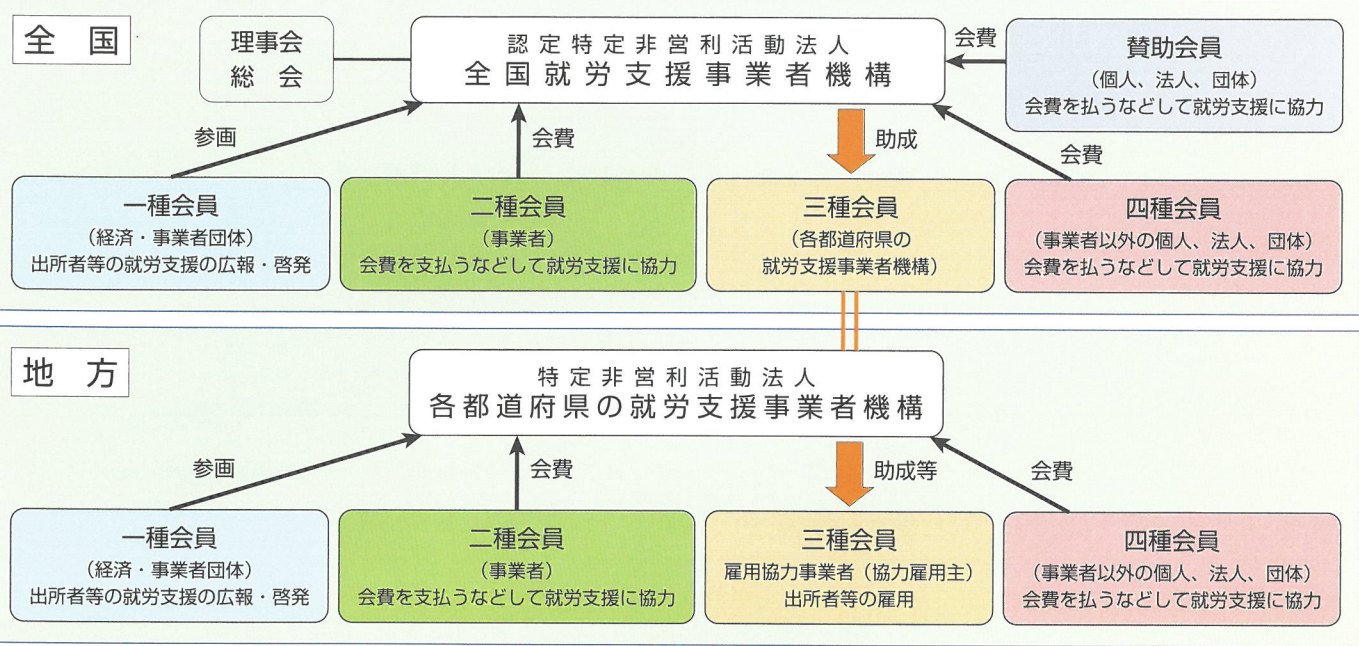
再犯防止のためには犯罪者の就労の支援が必要です。

- ☆ 令和3年中に刑務所から釈放された者は17,809人、うち、仮釈放者は10,830人です。仮釈放者のうち、80.6%が保護観察開始時に無職です。
- ☆ 再犯をして刑務所に再入所した者のうち、72.3%は再犯時に無職でした。(令和3年)

再犯防止には、何よりもまず就労支援が大切です。仕事をはじめ、生活基盤の確保の支援(就労支援、住居確保支援、継続的な見守り支援)が強く求められています。

認定NPO法人全国就労支援事業者機構は、経済界全体と一般の方の協力により、犯罪や非行をした人の就労支援等を行い、安全安心な社会づくりに貢献する組織です。

就労支援事業者機構の組織体制



役員体制

会長 榊原定征 副会長 青沼隆之 常務理事 清水祥之 名誉会長 今井 敬 奥田 碩 御手洗富士夫 顧問 木藤繁夫

理事			三種会員代表		
一種会員代表			札幌就労支援事業者機構		
日本経済団体連合会	副会長・事務総長	久保田政一	宮城県就労支援事業者機構	会長	岩田 圭剛
日本商工会議所	専務理事	石田 徹	東京都就労支援事業者機構	会長	須佐 尚康
全国商工会連合会	常務理事	後藤 準	愛知県就労支援事業者機構	理事長	渡邊 佳英
全国中小企業団体中央会	専務理事	佐藤 哲哉	大阪府就労支援事業者機構	会長	廣瀬 吉宏
経済同友会	事務局長・代表理事	岡野 貞彦	広島県就労支援事業者機構	会長	坂井 信也
二種会員代表			香川県就労支援事業者機構	会長	荻田 知英
鹿島建設	代表取締役会長	押味 至一	福岡県就労支援事業者機構	会長	渡邊 智樹
キャノン	代表取締役会長兼社長CEO	御手洗富士夫	官庁等		
ENEOSホールディングス	特別理事	木村 康	法務省	元検事総長	松尾 邦弘
日本製鉄	名誉会長	三村 明夫	経済産業省	元事務次官	杉山 秀二
住友化学	代表取締役社長	岩田 圭一	厚生労働省	元厚生労働審議官	太田 俊明
住友商事	特別顧問	宮原 賢次	東京都	元生活福祉部長・労働部長	渡邊 泰弘
第一生命保険	取締役会長	渡邊光一郎	日本弁護士連合会	元副会長	加毛 修
東レ	社友	榊原 定征	青少年団体		
トヨタ自動車	代表取締役会長	内山田竹志	国立青少年教育振興機構	理事長	古川 和
日本ガイシ	特別顧問	柴田 昌治	学識経験者		
日立製作所	取締役会長代表執行役	東原 敏昭	学者	中央大学名誉教授	藤本 哲也
みずほフィナンシャルグループ		佐藤 康博	更生保護関係者	元法務省保護局長	青沼 隆之
			常務理事	全国就労支援事業者機構	清水 祥之
			監事		
			弁護士	元東京国税局長	鳥羽 衛
			税理士	元高松国税局長	上村 成生

主な事業内容

全国就労支援事業者機構は、各都道府県就労支援事業者機構と提携し、以下の事業の推進を通して、就労による立ち直りを目指しています。

- ① 犯罪や非行をした人の事情を理解した上で雇用に協力する事業者（協力雇用主）を確保する事業
- ② 犯罪や非行をした人のうち就労の確保のために助けを必要とする人（就労支援対象者）を支援する事業
- ③ 協力雇用主の雇用を助長する事業
- ④ 就労支援対象者の就労を促進するための身元保証事業
- ⑤ 犯罪や非行をした人の職場体験講習、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施する事業
- ⑥ 犯罪や非行をした人の雇用の拡大を図るための広報啓発及び調査研究の事業

全国就労支援事業者機構設立趣意要旨

犯罪の発生にはさまざまな社会的要因が指摘されており、犯罪の発生全般を抑止することは容易ではありません。しかし、再犯・再非行に着目すると、既に罪を犯した人や非行をした少年たちが対象であり（以下「対象者」）、その改善更生を図ることにより再犯等を防止できることから、対象者の再犯等の防止が治安の改善のためにとり得る効果的な方策です。

再犯等の防止のためには、対象者が就職の機会を得て経済的に自立することが極めて重要です。現在、善意の篤志家として雇用協力事業者がいますがその数は不足しているのみならず、十分な雇用を実現できておりません。

翻って考えてみると、治安の確保による恩恵は、社会全体にもたらされるものであり、対象者の就労についても本来ごく一部の善意の篤志家の手によってではなく、経済界全体の協力と支援によって支えられるべきものであると思われます。そうであるとすれば、事業者団体は、対象者の就労支援の重要性を傘下の事業者に浸透させるとともに、自らは対象者を雇用できない企業等の事業者は、資金面で協力することが必要であると考えます。その資金を利用して、対象者を雇用する事業者の数を増やすとともに、雇用する事業者が対象者に支払う給与の一部を助成するなどのスキームが必要であります。我々はそのようなスキームを実現するための組織として、特定非営利活動法人全国就労支援事業者機構を設立しようとするものです。

= 就労支援事業者機構の沿革と事業実績 =

□沿革

- 平成20年9月 設立総会を開催。翌21年1月NPOの認証を受け活動開始
会長 今井敬、副会長 奥田碩、副会長 木藤繁夫
平成23年5月 国税庁より認定NPO法人の認定を受ける。
平成24年7月 会長 奥田碩、副会長 御手洗富士夫、副会長 木藤繁夫
平成28年4月 特定非営利活動法人全国更生保護就労支援会と合併
平成28年7月 会長 御手洗富士夫、副会長 米倉弘昌、副会長 木藤繁夫
平成28年12月 東京都より認定NPO法人の認定を受ける。
平成30年7月 会長 米倉弘昌、副会長 榊原定征、副会長 青沼隆之
平成30年12月 会長 榊原定征、副会長 青沼隆之

□令和3年度の事業実績

- 企業に対する協力雇用主登録要請
2,299社に働きかけ、1,267社に登録いただきました。
協力雇用主登録数は令和3年10月1日現在で24,665企業となりました。
- 協力雇用主に対する支援
■雇用を促す相談助言：6,909社 ■採用活動に対する支援：5,484社
■雇入れに係る経費助成：1,060社1,955万円
- 犯罪や非行をした人に対する就労支援
■職業相談：6,781人 ■就職活動に対する支援：6,567人 ■就職に係る経済的援助1,414件938万円
■身元引受人が得られない人に対する身元保証引受：1,487件 ■就職後の職場定着指導：5,131人
- 以上の取組の結果、2,242人の就職に貢献しました（その他、支援を受けた後に自己就職した人も多数）。

認定特定非営利活動法人 全国就労支援事業者機構

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館3階

電話 03-3225-0545・FAX 03-3225-0381・eメール jigiyosya@siensha-kiko.net <https://www.siensha-kiko.net>

会員・賛助会員募集

全国就労支援事業者機構は、経済界が全体として我が国の治安の改善のために協力する初めての組織です。その機構を支えていただく会員としての参加をお願いいたします。

「正会員」として法人運営活動に参加していただける方、および「賛助会員」として当活動をご支援いただける方を随時募集しております。

- 正会員は、総会での議決権を持ち、NPO運営活動に直接的にご参加いただけます。
- 賛助会員の方には会報紙をはじめ随時ご案内や情報提供をいたします。
- 正会員及び賛助会員の皆様のご芳名を当機構ホームページにてご紹介しています。

年会費 正会員 1口1万円（1口以上） 賛助会員 3千円以上

入会のお申込みは当機構ホームページ <http://www.siensha-kiko.net> の会員募集欄又は電話 03-3225-0545 にてお願いします。